

別記

折辱時下秋冷相値、宜必各位益々御隆盛大賀ニ、事ニ有ニ候際、
者未レ十月十四日当地ニ赴テ臨時總會開會社員同萬障ヲ差操、上テ
此席相成度此段御通和申上候

昭和四年九月二十日

議案

一、会社解散ニ干スル件

其他決議並ニ決議ニ干スル件

東京当方ニシテ工業株式会社社長内田重次郎

進而當日御出席之衆場令ハ別紙委員状へ御捺印、上御送附上願候

委任状

一、批者

ヲ以テ代理人ト定メテ、行為ヲ委任ス

東京当方ニシテ工業株式会社 其他決議並ニ決議ニ干スル一切ノ件

右委任ス

昭和四年 月

別記曰 前使傳報書申上候其後東京固ハ労働団本部ヨリ依頼ヲ承メ益々暴威ヲ逞
ツシ会社ニ對シ又正義社員及善狀職工ニ對シ迫害日々募リ来ニ付極力之ガ鎮壓ニ
努力致シツ、アル又到底終局ハ預計ノノ供競争セシ利益々株主各位ノ御損害ヲ出案
ナルコト、存案ニ付重役決議ヲ致シシノカ對策ヲ講シツ、有之シテ結局ノ際遂漸
的ニ会社解散ツナシ株主諸君ノ御損害ヲ輕カラシメト重役間ニ決議致シ来ニ付
此ノ際臨時株主總會開會御多忙中恐難ノ至リニ存シ来ハ共会社ノ死活問題ニ
付万障ヲ操合セ、上テ御出席議ヒ下度此段御通和申上候

昭和四年九月廿日

東京当方ニシテ工業株式会社

別記曰

親戚方々町民諸君見許不

(第三回報)

第一回報申上候事、夫様に私共當方矢ゴム会社ノ從業員は安い賃報で働いて居
リ、且、た如最近ノ至リ、且、四回迄も賃報の低下をせられ六人も七人も、家族
が食へて行かれない様不状態に達して居る中、おいて首を切るのか工場を閉めるのか
と、私共の不為と益々高くなる様に仕向けて来たのです。私共は現在四十川位の
月収は十五川も二十川も、負債を払って残りの二十川位で多くの家族と食って
行かれないのでせめて日給を五分を上げて貰って下さいと、懇願したのが始まりな
のです。所が私共は会社の社長内田、事務の市川の両氏の思ふままに、